

法学研究科博士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、課程による者の博士学位論文審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、博士学位の授与決定は、博士学位論文審査の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 博士学位論文審査について

博士学位論文の評価は、学位授与方針を踏まえて、以下の各観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、合格、または不合格を判定する。

(評価の観点)

- (1) 問題意識の適切性・独自性
- (2) 研究方法の適切性
- (3) 論文構成の適切性・明確性
- (4) 結論の妥当性・独自性
- (5) 先行研究に対する検討度
- (6) 専門用語の理解度とその使用の適切性
- (7) 註・参考文献の提示方法の適切性
- (8) データの信頼性、図表の正確性・適切性
- (9) 論文の学問的・社会的意義

2. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。以下の各観点について、博士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、学位授与方針を踏まえて、博士学位論文審査結果を基礎評価としながら、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、合格、または不合格を判定する。

(評価の観点)

- (1) 博士学位論文に関連する知識
- (2) 専門分野に関連する知識
- (3) 自身の研究に関する学問的・社会的意義
- (4) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

3. 評価結果の取扱いについて

- 1) 博士学位論文審査結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。
- 2) 博士学位論文審査に関する『法学研究科博士論文審査報告書』、及び最終試験

に関する『最終試験の結果の報告書』は、論文審査及び最終試験を受けた当該学生から請求がある場合、本人に関する報告書に限り開示する。

4. 評価結果に関する問い合わせについて

博士学位論文審査の評価結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者については、博士学位授与決定日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

5. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。
- 2) この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

以 上